

## 議案第 1 1 号

### 土地収用裁決申請事件に係る和解について

次のとおり土地収用裁決申請事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 企業

#### 2 和解の要旨

(1) 県は、和解の相手方甲に対し、収用に係る土地の権利に対する補償金 2, 2 3 7, 9 5 2 円及び明渡しに対する補償金 3 7, 2 1 0, 0 5 1 円を支払うものとする。

(2) 和解の相手方乙に対する損失の補償は、和解の相手方甲に対する補償金に含めるものとする。

(3) 県は、和解成立の日から起算して 3 0 日を経過した日に、収用に係る土地の所有権を和解の相手方甲から取得するものとする。

(4) 和解の相手方甲は、平成 3 0 年 6 月 3 0 日までに、収用に係る土地の区域上に存する物件を全て撤去し、明け渡すものとする。

(5) 県並びに和解の相手方甲及び乙は、土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 5

0条第2項及び第3項の規定に基づき、鳥取県収用委員会に対し、和解調書の作成を申請し、作成された和解調書に署名押印するものとする。

### 3 事件の概要

鳥取都市計画道路事業の施行にあたって、和解の相手方甲が所有し、和解の相手方乙が根抵当権を有する土地を任意に取得することが困難であったため、土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てをそれぞれ行っていたところである。

### 4 和解の理由

鳥取県収用委員会から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。